

中世後期から近世にかけてのkinshipに 関する近年の研究

井 上 ころ

はじめに

Kinship（親族関係）という枠組における個々人の結びつきは、西洋史研究において長く私的な領域内にあるものとされてきた。特に1990年以前の歴史学的傾向に照らすと、親族グループ内部での諸問題は家族史の枠組で語られることが多い。しかし、親族相互の繋がりを社会史や家族史の枠組でのみ語ることが出来るというのは、国家が政治分野を担い、家族が社会構成単位として機能するという、近代的な国家観・家族観のバイアスが掛かった見解であると言える。前近代社会においては、親族組織または家門という社会集団は、政治的な場面でも大きな役割を担っていた¹⁾。このような政治単位として親族を捉える試みは、20世紀後半に増加した家族史研究の実績を踏まえ、1990年代以降、政治史家の家門研究との間に接合がなされたことによって形成された新たな潮流であると言える²⁾。この新たな潮流の中でも特に都市門閥の親族関係と政治戦略を研究するにあたり、本稿では、その前提として近年の家族史、政治史双方の親族研究を整理するとともに、先行研究の事例を元に中世後期から近世にかけて大きく移り変わる親族構造を捉えていきたいと考えている。

以下では、まず親族関係概念における2つの基本原理について概要を述べた後、親族関係の政治利用の具体的な手立てとして2つの項目を取り上げる。第一に、相続における親族関係の利用である。相続慣行は現

1) David Warren Sbean, Simon Teuscher, 'Kinship in Europe: A New Approach to Long Term Development', *Kinship in Europe: Approaches to Long-term Development (1300-1900)*, Berghahn Books, 2007, pp. 1-2.

2) 1980年代以前のピーター・ラスレットに始まりアナール学派へと受け継がれた家族史の研究動向は、二宮宏之「歴史のなかの「家」」二宮宏之他編『家の歴史社会学』新評論、1983年に詳しい。

代の観点からすると非常に私的な領域に属するように思える。しかし、「国」という概念が希薄であった時代において、王や諸侯の家門内における内政がそのまま、実質今日の国と言える単位の社会を動かしていた。そのため、内政の最も重要な地位の1つを占めていた相続・継承に関わる親族間の人間の動きというのは、近代的な観点で見るとよりも大きく政治そのものに関わっていると言える。第二に、都市の政治文化における親族ネットワークを利用した互惠である。これに関しては極めて私的な恩顧を請うケースも多く見られるが、国ないし都市の議会や官僚制度の形成過程にある中近世においては、権力者との近さがそのまま公権力へのアクセスの容易さに繋がった。それ故、実生活のあらゆる要求を満たすため、更には国または都市全体の政治を動かすために、親族関係を基盤とするコネクションは政治と切り離すことの不可能な関係であった³⁾。以上の2点から、中近世の親族集団を取り巻く政治戦略と伝統的な家族史研究との接合を試みるのが本稿の目的と言える。

第一章 親族関係概念の基本原則

親族関係概念の政治利用について具体的に述べる前に、親族関係概念を構成する2つの基本原則を整理し、先行研究によってどのように解釈されたかを見ていきたい。

親族関係概念は男系親族と両系親族という2つの原理によって分類される。男系親族は、祖父から父へ、父から息子へのみ受け継がれる系譜であり、ドイツ語では単に家門を意味する *geschlecht* という語で表されるように、1つの家門の核をなす系譜である。基本的に一世代に1人を選出して親族組織の核とするため、世代を越えて1本にラインで辿ることが可能であり、1つの世代内で系譜が混線することはない⁴⁾。男系と示

3) Simon Teuscher, 'Theats from Above on Request from Below: Dynamics of the Territorial Administration of Berne, 1420 - 1450', in Wim Blockmans, André Hohenstein, and Jon Mathieu (eds.) *'Empowering Interactions: Political Cultures and Emergence of the State in Europe 1300 - 1900'*, MPG Books, 2009, p. 103.

4) Simon Teuscher, 'Politics of Kinship in the City of Bern at the End of the Middle Ages', in David Sabean, Jon Mathieu, and Simon Teuscher (eds.), *Kinship in Europe: Approaches to Long-term Development (1300 - 1900)*, Berghahn Books, 2007, pp. 78 - 79.

されるように、女性は基本的にこの親族概念から排除されている。女性は結婚を介して家と家を行き来するものであり、男系親族という枠組の中では非常に流動的な存在であった。一方で両系親族は、父系親族と母系親族双方に加え、配偶者の親族、兄弟姉妹または子どもの配偶者とその親族を伴う姻戚も含んだ概念である。非常に広範な人間関係を親族として捉えるために、場合によっては1つの世代内で系譜が混線、あるいは重複することもある⁵⁾。

かつての歴史学において、貴族家門の成立には男系親族概念の強調が不可欠とされ、両系的な人間関係は軽視される傾向にあった。例えば、ジョルジュ・デュビーはカロリング時代の貴族が権力者との「近さ」を権力基盤に置いていたために、より広い人間関係にアクセスが可能な両系原理に基づく親族概念を採用していたが、カロリング体制の崩壊後の貴族の土着化と封建制度の導入によって次第に男系原理を採用していった点を指摘している。つまり、定住化に伴う権力基盤の安定継承のためには男系原理のほうが有利であり、封建制度の導入と家門の成立によって、親族構造は両系原理から男系原理へと移行していったという主張であった。ここでデュビーは、先述のように貴族家門の形成には男系原理が重要であり、両系原理は家門創出の障害として捉えていた事が分かる。これに対して、ハーリヒとバルテルミーは男系と両系の並存によってデュビーの論を補完した。つまり、公的世界である家門の物質的利害や名誉などに関しては男系原理を利用し、両系原理は家門の私的な情感世界を担っているとして、両系原理の喪失には異を唱えた。

以上のように、1990年代以前は両系的親族関係の存在が確かなものとされつつも、男系原理の伏流として置かれた研究が中心であったが、近年では中世後期都市社会における両系原理の広範な利用についての研究が進んでいる。その詳細については、三章において後述するため、ここでは両系原理が私的領域のみに押し込められていた、という主張に対する反駁を行うのみに留めたい。

13世紀末以降、社会の上層である王族をはじめとした諸侯の導入した男系の強調による既得権の安定継承の方法は、次第に社会の中層を成す騎士層、そして騎士層が転じた中小領主層、さらには都市の市民層にも

5) Simon Teuscher, 'Politics of Kinship in the City of Bern at the End of the Middle Ages', p. 78.

浸透することとなった。15世紀には、イタリアや神聖ローマ帝国内の多くの都市民が父称の継承や家門意識の創出、父称の長さによる家門の古さを強調する事例が見られる。しかしながら、近代以前の社会においては、男系の強調というのは、主に称号や紋章、官職といった公的権威に結びつく家門内部で限られた「資源」を継承する際に必要であったという側面がある。次章にて詳述する内容ではあるが、上述した限られた「資源」以外の動産や不動産は中世盛期以降も家門内部で相続が行われ、状況に応じて両系親族がこの相続に関わるケースも見られた。また、女性を相続から排除したことを男系優位の両系軽視と捉えるべきではない。この点に関しても次章以降詳述したい。さらに、両系親族が私的領域に押し込められていたという点に関しては、三章にて神聖ローマ帝国諸都市における議会政治の前段階において広く利用されていたという事例研究を取り上げ、反駁を行いたい。

第二章 相続形態の移行と親族関係

一言で相続と言っても、時代や地域によってそのあり方は当然異なる。ここでは、微に入り細を穿つように種々様々な事例を取り上げ、それぞれの違いを論うことはしない。しかし、中世から近世にかけて地域差はあるものの、親族形態の移り変わりと共に、相続の形態も確実に変化していった。本章では、その中でも国家の現出や宗教改革などの政治情勢面での変化と、親族集団の再編という家族史における変化の双方が確認出来る分割相続から長子相続への移行と、家族史的観点による研究の積み重ねが顕著な女子相続の排除を取り上げたい。

かつての解釈では分割相続は、領域領主が自身の領地分割を阻止できない脆弱な領主権を保持していた中世前期の相続形態であり、権力基盤の不確実性や社会階層の流動性を伴う不安定な相続形態として捉えられてきた。領地の分割が領域支配の不安定さを招くというのは確かに説得的ではあるが、分割相続を中世的なものとしてみなし、長子相続を近代的なものであり安定した相続制度として捉えることには注意が必要であろう。実際に、17世紀以降のヨーロッパ各地の王侯貴族の多くが長子相続制を取り入れ、分割相続はその数を減らしていくが、この移行は必然的なものではなく、中世盛期以降の潮流の中生み出されものであり、政

治情勢や親族集団の移行とも深く関わっている。以下では、主に神聖ローマ帝国内の上位貴族を中心とした事例から13世紀から17世紀における相続形態の変化について概観したい。

カール・ハインツ・シュピースはヘルマン・J・F・シュルツが提示した分割相続から長子相続制への移行に関する3つの段階に宗教改革期の新たな段階を加え、これらの移行には4つの段階が存在することを示した⁶⁾。以下ではこの段階ごとに相続形態の変化を見ていく。第一段階は、カロリング朝崩壊から13世紀までの期間である。この段階の特徴としては、領域の分割があまり多く行われていないことにある。これはカロリング朝崩壊後に貴族の定住化が進み、自身の権威を領地そのものに結びつけた貴族が、家産の分割を自主的に防いだためである。加えて、1158年のフリードリヒ1世の勅令によって、神聖ローマ皇帝によって授封された領地の分割が禁止されたのも、分割相続が下火であった理由の1つである⁷⁾。

これに対して、13世紀半ば以降急速に分割相続が導入されていく。これが第二段階である。この段階に至ると、帝国領は数世代に渡って授封され、既に世襲財産としての性格が強くなっていた。そのため、封建制に基づき、帝国官職と紐付けられ授封されるはずの土地が、実際には世襲財産として親から子へと分割相続されるようになった。近代国家の観点からすると、家産や領地の散逸を招きかねない分割をなぜ進んで行うのか、と疑問に思える。しかし、この分割相続において重要視されたのは、世襲財産や権威の維持ではなく、家門の存続であった点をシュピースは指摘している (Spiess, 2007, pp. 61–62)。つまり、政情の不安定さ、後継者となる長子の夭逝、または長子が男児を残せないなどの不確定要素で容易に家門が断絶する時代において、次子以下の子どもを血のプールとして世俗に残しておくことは、親族集団内の生存戦略として一般的なものであったと言える。従って、本領は長子に継がせ、辺境領等を次子に相続させることで家門の傍流を創り、いずれかが絶えた場合でも、

6) Karl-Heinz Spiess, 'Lordship, Kinship, and Inheritance among the German High Nobility in Middle Ages and Early Modern Period', in David Warren Sabean, Jon Mathieu, and Simon Teuscher (eds.), *Kinship in Europe: Approaches to Long-term development (1300–1900)*, Berghahn Books, 2007, pp. 59–60.

7) フリードリヒ1世の勅令に関しては以下の通り、「Preterea ducatus, marchia, comitatus de cetero non dividatur」 「公領、候領、伯領は分割してはならない」

無関係の他者に領地を奪われる危険性を最小化するために、分割相続はこの期間に広がりを見せたと言って良い。また、相続権を持つ男児が多く生まれた場合、彼らの多くは聖職者として世俗を離れ、相続権も放棄させられた。このケースは、領地を多く所有し、複数回の領地分割に耐えうる公侯と、領地分割が容易ではない伯では全く異なる状況であったことも留意したい。15世紀以前の分割相続が困難であった多くの伯家にとって、教会は相続から溢れた子どもの就職先として機能していた (Ibid., p. 62)。

当然のことながら、兄弟間で領地を等分分割すると、たとえその人数が2、3人に限られていても対立が生まれ、最終的には係争へと至ることもある。例えば、シュピースは1410年代のヴェルトハイム伯家の事例を挙げている⁸⁾。ヴェルトハイム家では基本的にこの時期まで分割相続を行っておらず、次子以下の子どもはその多くが聖職に就いていたが、ヨハン1世がヨハン2世とミハエル1世の2人の息子に領地を分割することによって、新たに傍流を創設した。この例外的な相続がなされた背景としては、ミハエル1世の実母でありヨハン1世の2人目の妻が、実子に世俗の領主権を与えるために息子の結婚を強行したことにある。最終的には領地の分割という決着を得たが、異母兄弟間の相続問題は決して珍しい事例ではなかったことが伺える。このような係争に至らないために、相続の際には事前に様々な取り決めがなされる。例えば、同一家門内で教会や文書局などの共有財産を予め規定し、これを共同で運営することによって家門内部の協調を図る条項や、家門内男系親族の同意なしに領地の売却を禁止する条項、後継者が絶えた際には男系親族を辿って継承権を持つに相応しい者に継承させる条項などがあった。3例目の条項に関して、ヴィッテルスバッハ家の事例が挙げられる (Ibid., pp. 63-64)。ヴィッテルスバッハ家は1329年バイエルンとプファルツの二つの家系に枝分かれし、以来400年間分裂していたが、分裂の際にいずれかの家系が絶えた場合は再統合することを規定していたために、1777年に再統合を果たした。

この第二段階において留意しなければならないのは、分割相続事例が多数であったことは事実であるものの、長子相続も一方で存在していた

8) Karl-Heinz Spiess, *Familie und Verwandtschaft im deutschen Hochadel des Spätmittelalters, 13. bis Anfang des 16. Jahrhunderts*, Stuttgart, 1993, pp. 265.

ことである。さらに、分割相続を行う家門であっても、領地の中核を成す本領のみは必ず長子に相続するなどの事例も見られる (Ibid., p. 64)。また、前述した通り称号や紋章、官職といった不可分の相続物は男系の直系嫡子のみが相続するケースが多く見られる。しかし、この時期に分割相続が広く取り入れられていたのは、先述のように家門断絶の危険性からであり、翻って当時相当数の家門が断絶していた事実が伺える。分割相続は、確かに権力基盤の弱体化を招き、家門内の分裂を促進する一面があるが、何よりも家門の存続を第一義とした貴族家門は、保険としての分割を行う他なかった。

第三段階は宗教改革によってもたらされる。宗教改革後の状況は、プロテスタントとカトリックで異なるが、相続に関する喫緊の問題は共通していた。それは、相続の枠組から溢れた次子以降の息子の就職先としての教会機能の喪失である。特に神聖ローマ帝国領内のカトリック系貴族は、二大勢力であるヴィッテルスバッハ家とハプスブルク家が司教位を寡占したために、継承権を持たない男子は立身出世の場を失った (Ibid., pp. 67 - 68)。一方でカトリック教会の弱体化に伴い、司教位を寡占する二家は、家門の政治戦略として教会を利用し、この時期以降、擬似的な相続物として司教位を扱うこととなった (Ibid., pp. 68 - 69)。顕著な例として、バイエルン-ヴィッテルスバッハ家は一時期 9 人で 33 もの司教位を占め、これを世襲した (Ibid., p. 69)。このように、ヴィッテルスバッハ家やハプスブルク家といったカトリック系有力家門は、領地以外にも司教位という新たな相続物を得たため、分割相続を継続して行えたが、それ以外のカトリック系貴族は多くが長子相続を選択した。相続権を失った次子以下の子ども達は、戦争への従軍、都市や宮廷での官職保有など限られた他の道に殺到した。

プロテスタントも上述した教会機能の喪失という点では状況は同じであった。ただし、カトリック圏での司教位の寡占のようなことはなく、単純にカトリック圏の教会権威へのアクセス手段を失った割合分、状況が悪化したに留まった。しかし、カトリック諸侯同様、戦争へ従軍する次子以下の子どもが増え、未婚男性の死亡率が上昇したために、家門断絶の危険性も失われることはなかった。それ故に、プロテスタント圏では長子相続が導入されるよりむしろ、この時期に分割相続が増加していった (Ibid., p. 68)。ただし、多数の傍系男子相続人を抱えるだけの

経済的基盤は教会機能の喪失と共に失われたため、分割可能な相続物を増やす以外の手立てが必要となっていた。その手段として、女性の結婚年齢を遅らせることによって、生まれる子どもの数を制限する試みがなされた。この結果、15世紀末には17歳であった女性の平均結婚年齢は、16世紀を通して23歳にまで上昇した (Ibid., p. 69)。

第四段階は17世紀半ば以降の変化であり、この時期以降急速な長子相続制の導入が見られる。この変化に関しては、先述のように長子相続が優れていたために拡大していったのではない。三十年戦争後の政治、経済状況の変化や戦死による継承者の減少などがその要因として挙げられる。また、シュピースは中世後期から近世にかけての貴族の家門戦略の基本は家門の存続にあり、長子相続制の導入と国家の現出は直線的には関わりのないものとしている (Ibid., pp. 69–70)。しかし、この点に関しては更なる議論が必要であるようにも思える。シュピースが述べるように三十年戦争後の政治的、経済的変化も重要ではあるものの、やはり依然として国家の現出による影響についても言及する必要がある。国家や議会が未熟であった中世では、政治の末端を政治主導者の家門内政が担い、国家の最小単位を形成していた。しかし、議会政治や宮廷政治が確立した近世では、もはや広範な親族集団に依存する家門内政の充実よりも、議席や官職という分割できない相続物を安定継承が優先され、その結果として長子相続が取り入れられたという点も忘れてはならない。

女子の相続権においても中世後期から近世の間に大きな変化が見られる。14世紀以前の女性は大凡男性相続人の変わらない権利を与えられており、称号や官職といった継承者が限られるものを除き、男兄弟と共に動産、不動産の面で平等な分割相続がなされていた⁹⁾。また、婚姻の際には生家から持参金が与えられた。その内容は金銭のみならず、換金可能な銀食器や婚礼衣装などの動産、土地や一定領域の徴税権などの不動産を含んでいた。この時点では、持参金は相続とは別の女性に付随する生得権の1つとみなされており、財産所有の面で14世紀以前の女性には相当の自由が与えられていた。しかし14世紀以降、女性の相続権からの排除が見られるようになる。婚姻時には生家の相続権を放棄するよう強制

9) David Warren Sbean, Simon Teuscher, 'Kinship in Europe: A New Approach to Long Term Development', p. 2. Karl-Heinz Spiess, 'Lordship, Kinship, and Inheritance', pp. 66–67.

され、その代償として持参金が与えられるという慣行が一般化した。これに伴い、持参金は女子の生得権としての性格から、相続と同等のものへと役割を変えることとなった (Ibid., p. 66.)。

この相続権からの女子の排除と並行して、14-16世紀の間に夫婦財産制にも、財産共通制から財産併合制への大きな変化が見られる。財産共通制とは、婚姻時の持参金も含め、結婚後に成した財産は個人的な持ち物を除いて全て夫婦の共通財産となり、婚姻解消時には平等に分割する財産制度である。この財産制度下において、夫は妻の財産内の不動産管理に対し、妻の同意の元でなければこれを行えないという、ある種夫婦間の平等があった。ただし、債務に関しても共通の責任を負わなければならないというデメリットも生じた¹⁰⁾。これに対して、中世後期移行導入された財産併合制は、妻の持参金の所有権は妻に留まり、婚姻解消時には持参金をそのまま取り戻すことが可能であり、結婚後に成した財産は夫に帰属することが特徴である。債務に関しても夫婦の連帯責任はなく、夫の負債は子どもに引き継がれることはあっても、妻に責任が問われることはなくなった¹¹⁾。

一見すると、財産併合制によって女性の財産権は保証されるようになったかのように思えるが、妻の持参金である不動産の管理権は夫にあり、また婚姻解消時に取り戻せる持参金の制限が存在していた。また、持参金は女子相続権の代償として与えられるものではあるが、婚姻解消時に取り戻した持参金はそのまま妻の手元に渡るのではなく、父親や兄弟をはじめとした生家の男性親族の管理下に置かれることが一般的であった。このように結婚時は夫に、未婚の間は男系親族によって左右される女性のあり方から、この時期の相続権、財産所有形態の変化は中近世の女性の不自由さの現れとして評価されてきた。

第三章 都市政治における親族ネットワークの利用

前章で見てきたように、中世貴族研究において家門内部での政治戦略は、近年幅広く取り組まれているテーマである。貴族や王族などの領域

10) 三成美保「近世チューリヒ市の夫婦財産制」、前川和也編著『家族・世帯・家門：工業化以前の世界から』ミネルヴァ書房、1993年、314頁。

11) 前掲書、315頁。

領主層は、家門形成の過程や相続形態の変遷、結婚同盟の実態など、親族関係と政治との結びつきについて取り扱う上で重要な史料が多く残存しているのも、これらの研究が進んだ一因と言える。一方で、都市における親族関係の政治利用についての研究はまだ手薄である面が目立つ。この要因として、トイッシャーは、かつての中世史観が貴族を近代以降淘汰されるものとし、都市の市民層を近代化の草分け的存在とみなしていたこと、さらに親族関係や親族機構に基づく政治も近世以降衰退、または国家やギルドといった代替組織に移行するものとみなしていたことを挙げている (Teuscher, 2007, pp. 76-77)¹²⁾。つまり、かつての歴史観による都市政治の理想化と、都市政治における親族集団の活躍を軽視する傾向が、これまで都市史における親族研究を阻害していたと言える。例えば、本章で扱うベルン市の北部に位置する都市バーゼルの研究における、我が国の第一人者である田中俊之氏も、農民の独自性や都市勢力の伸長に伴う中小貴族層の没落などを扱っているものの、バーゼル市内における市民層の親族構造の言及までは至っていない。加えて、都市の門閥家門研究が比較的盛んなイタリアを見ても、家族史では世帯の構成や親族集団内の女性、政治史では家門による領地経営といった事例研究に集中する傾向があり、都市社会に広く行き渡った親族ネットワークの研究は2000年以降の新たな潮流と言える。

確かに、多くの都市が中世の所謂封建的秩序の中で例外的な政治形態であり、近代議会政治の萌芽とも言える都市参事会によって統制が行われていた。都市参事会は相続ではなく「選挙」に基づく行政機能を有しており、その担い手は貴族や王族といった世襲権力ではなく、あくまで表面上は流動性のある市民層であった。しかし、家門形成や相続問題、親族相互のコミュニケーションに関しては、新興勢力であるが故に基盤確立が急務であり、ある意味では諸侯よりも高度に凝集的な親族集団の結びつきが存在していた (Ibid., pp. 76-77)。本章では、都市における親族ネットワークの政治利用に関して、トイッシャーによるベルン市の事例研究から見ていきたい。

ベルンの市民は1章で述べた親族概念のうち、特に両系親族を頼り、都市政治の中心である市参事会に陳情を申し立てることによって交易の、

12) David Warren Sbean, Simon Teuscher, 'Kinship in Europe: A New Approach to Long Term Development', p. 2.

政治の、さらには日常的な問題を解決していた。当然ながら、よほど富裕な市民であっても行政と立法の最高機関である市参事会に個人的な問題に関して陳情を行うことは困難である。市参事会としても、市民からの陳情に対して措置を行うことで、寛大な支配者としてのイメージを裏付けることが可能であり、参事会の権威を高めるというメリットがあったが、全ての陳情を受け入れることは現実的ではなかった。市参事会は議場に上ってきた陳情に対しては寛大な措置を行ったが、そもそも議題にまで上ることのない陳情が数多く存在している。この議題に上ることの出来る陳情とそうでないものとの差には公的な場における親族関係概念が大きく寄与している。

自己解決困難な問題を抱えた市民はまず、身近な fründ（叔父や従兄弟など）に頼り、彼らの仲介を経て問題解決においてより有用な人物を両系親族の広範なネットワークの中から選出する。その遠戚が中央政府に携わる人物でない限り、その人物からさらに遠戚や職務上の上役、富裕な商人などに仲介を行い、ようやく市参事会に関わる上層市民や公職保有者に取り次がれる。事例として、トイッシャーは1438年から1445年における、当時ベルン領邦内の小都市トゥーンの代官であったペーター・ショッファー宛の私的な書簡を挙げている（Ibid., pp. 82-83）。ショッファーはこの代官在任期間に、ベルンに住む親族から約200通の手紙を送られており、その多くが市参事会に対する陳情の際に便宜を求めるものであった。ショッファーはアルプス以南からの貿易業で財を成した人物であり、有能な政治家でもあった。彼のような名望家は、親族や親族の知人らから市参事会への口利きを求められる事例が多い。このように市参事会にまでたどり着く陳情は、一般市民に始まり様々な社会的ヒエラルキーを経由して上ることを必要としていた。つまり、公的文書に残ることはないがどの人脈を用い、どの人物が仲介したかが市参事会の側には明らかたため、市参事会まで陳情を上げた人物に配慮して、どんな下層民からの陳情であってもその内容自体は精査されることはなかった。

また、上述のように身近な人物からさらに広範な関係者へと取り次ぎを頼み、便宜を求めるという陳情ルートは、一般市民だけでなく聖俗の官職保有者も利用していた。例えば、宗教改革前夜の1520年代に高位聖職者のニコラウス・フォン・ディースバッハが自身への解任命令を撤回

するよう市参事会に求めた陳情がある。ニコラウスは宗教改革を前に高まっていた高位聖職者への反発と、高位聖職者が辞職する際に聖堂参事会から受け取る保障に対する疑惑のために民衆反乱の標的にされ、職を追われていた。ニコラウスの場合、彼自身が都市の上層市民であり、近親であるセバステイアンが市参事会議員として務めていたために、比較的容易に市参事会とのコンタクトを取ることが可能であった。しかし、上層市民であるニコラウスでさえ市参事会への陳情申し立てのための書状は、セバステイアンをはじめ彼の同僚である参事会員によって言葉遣いや言い回しなど数度に渡って推敲を受けているという点が非常に興味深い。つまり、この陳情のシステムは陳情を申し立てる当人と市参事会の間、そして市参事会に至るまでの人脈における完全に非公式のやり取りであり、公的文書ではないにも関わらず、言葉遣いや書状の様式など細かに規定されていたことが分かる。

以上のように、陳情の申し立てを例に市民と市参事会とを繋ぐネットワークの存在について述べてきたが、もちろん書簡によって比較的その動きを辿りやすい陳情のみならず、交易における融通や官職取得のための口利きなど日常生活のあらゆる面においてこのネットワークは活用されていた。また、15世紀末以降になると上層市民の間で、両系親族概念に基づき血族や姻族をも越えた家門同士の協調を求める動きへと発展していく。家門同士の協調に伴う親族集団の拡大は不規則に行われたのではなく、親族内でヒエラルキーを形成し、高度に組織的な集団を確立した。ただし、このヒエラルキーは年功序列や相続順位によって決まるのではなく、親族外からの評価や社会的地位によって上下関係を定めた。また、ヒエラルキーの下位の者は頻繁に上位者の政治的・経済的恩恵を求めて擬似的な保護・被保護関係を形成したが、これは永続的なものではなく、数年間関係が持続した後は緩やかに分裂し、別の集団へと統合されるのが通例であった。このような実益を重視した親族集団の形成と分裂をトイッシャーはconstellation（星座）という語を用いて表現している（Ibid., p. 79-80）。

さらに、有力家門の間では恩義を受けたならばそれに報いなければならないという不文律が存在しており、有力家門でのみ構成される市参事会と門閥の間にも同様の決まりが存在した。この上層市民間の互惠関係は13世紀ごろから存在が確認されるが、15世紀に入ってから個人に対

する恩義はその家門全体の家産として相続されるものと考えられるようになった (Ibid., p. 84)。そのため、他の門閥や市参事会から返済されるべき恩義や、政治的・経済的利益のある家門について子孫に書き残すといった例が見られる。その一例がルートヴィッヒ・フォン・ディースバッハによる回顧録である。この回顧録はルートヴィッヒ自身の半生についての記述に加え、どこの家門・市参事会議員に対しどのような貸しがあるかについても言及している。彼は青年期をフランス王ルイ11世の従者として過ごし、ベルンにフランス王特使として帰還して以後は、政治家として地方都市の代官や市参事会の要職に就くなど精力的に活動した。ルートヴィッヒは自身のフランス王とのコネクションがベルンに対して果たした役割を高く見積もっており、これに対する恩恵があまりに少なかったことから、子孫に万が一の場合にはルートヴィッヒの都市に対する貢献を持ち出して訴えるべきであると助言している (Ibid., pp. 84 - 85)。また、ルートヴィッヒは相続の問題等における妻や姻戚の重要性を認めた上で、父の成した功績や恩顧は、家産として父系の安定的な序列システムによって相続されるべきものであり、称号や官職と同様に分割出来ない相続物として扱うよう書き残している (Ibid., pp. 84 - 85)。

上述の通り、ベルン市の事例では、都市当局の介入を求める市民が広い親族集団の中から状況に応じて有用な人物に接近し、非公式ながらも高度に形式化した書簡のやり取りによって、市参事会へのアクセス手段を得ていたことが分かった。ここでは、従来イメージされていた都市政治の発展に伴う親族組織の弱体化は確認出来ない。むしろ15世紀初頭以降、親族集団は選択的に組織を組み換え、家門内の実益を重視することによって、親族集団をより多様なものへと変化させていった。また、親族集団の変化が「近代的な」制度化された都市社会・行政機構の現出を阻害したという事実も存在しない。16世紀以降ベルン市はより政治的・社会的に発展していくが、親族組織は「近代的」制度機構に置き換えられることなく、その構成要素の一部として再編成され、存在し続けた。

おわりに

以上のように、本稿ではまず親族関係を語る上で押さえる必要のある

男系親族と両系親族という2つの原理について概観した。20世紀半ば以降、相続をはじめとした様々な親族慣行において、男系親族を中心として家門戦略がなされたという理論が一般的であったが、近年では両系親族概念は私的領域に押し込められたのではなく、非公式ではあるものの公的領域にも関与するような親族相互のコミュニケーションに用いられてきたということが強調されつつある。次に中世後期から近世にかけての相続形態の移行について整理した。この時期の変化については、国家や議会といった親族組織に代わる政治運営母体が成長したことも、相続形態や親族組織の収斂に影響を与えたことに留意しておきたい。最後に、都市社会における日常的な親族間の互惠についてトイッシャーの研究から概括した。中世後期都市ベルンでは、男系、両系どちらの親族概念も状況に応じて使い分け、広範な人的ネットワーク形成を可能としていた。また、親族規範を相互に確認することによって、近世以降もその政治組織の中に親族関係を中心とした連帯が存在していたという点も重要であろう。

親族関係を政治史の枠組で捉える研究は1990年代以降注目を受け、2000年になってその成果がもたらされるようになった未だ発展途上の分野であると言える。今後の課題としては、国内外における近年の事例研究をさらに読み進めるとともに、15、16世紀ベルン市における事例と比較し、ベルン市の特異事例を浮き彫りしていきたいと考えている。特に、寡婦の生家における扱いや、都市域外の農村領における分割相続形態の存続においてイタリア諸都市とは異なる点が見受けられるため、他の帝国都市の状況とも照らして事例を整理していきたい。

参考文献一覧

- David Warren Sbean, Simon Teuscher, 'Kinship in Europe: A New Approach to Long Term Development', *Kinship in Europe: Approaches to Long-term Development (1300-1900)*, Berghahn Books, 2007, pp. 1-32.
- Ellen J. Beer, Norberto Gramaccini, Charlotte Gustscher-Schmid and Rainer C.Schwinges (eds.), *Berns grosse Zeit. Das 15. Jahrhundert neu entdeckt*, Bern, Berner Lehrmittel - und Medienverlag, 1999.
- Karl-Heinz Spiess, *Familie und Verwandtschaft im deutschen Hochadel des Sätmittelalters, 13. bis Anfang des 16. Jahrhunderts*, Stuttgart, 1993.

Karl-Heinz Spiess, 'Lordship, Kinship, and Inheritance among the German High Nobility in Middle Ages and Early Modern Period', in David Warren Sabean, Jon Mathieu, and Simon Teuscher (eds.), *Kinship in Europe: Approaches to Long-term development (1300–1900)*, Berghahn Books, 2007, pp. 57–75.

Simon Teuscher, *Bekante – Klienten – Verwandte: Soziabilität und Politik in der Stadt Bern um 1500*, Böhlau, 1998.

Simon Teuscher, 'Chains of Favor. Approaching the City Council in Late Medieval Bern', in Cecilia Nubola and Andreas Würzler (eds.), *Formen der politischen Kommunikation in Europa vom 15. bis 18. Jahrhundert – Bitten, Beschwerden, Briefe*, Società editrice il Mulino and Duncker & Humblot, 2001, pp. 311–328.

Simon Teuscher, 'Politics of Kinship in the City of Bern at the End of the Middle Ages', in David Sabean, Jon Mathieu, and Simon Teuscher (eds.), *Kinship in Europe: Approaches to Long-term Development (1300–1900)*, Berghahn Books, 2007, pp. 76–90.

Simon Teuscher, 'Theats from Above on Request from Below: Dynamics of the Territorial Administration of Berne, 1420–1450', in Wim Blockmans, André Holenstein, and Jon Mathieu (eds.) *Empowering Interactions: Political Cultures and Emergence of the State in Europe 1300–1900*, MPG Books, 2009, pp. 101–114.

U. M. Zahnd, *Die autobiographischen Aufzeichnungen Ludwig von Diesbachs*, Berner Bürgerbibliothek, 1986.

大黒俊二「ヨーロッパ家族史へのふたつのアプローチ—イタリアからの視点—」前川和也編著『家族・世帯・家門：工業化以前の世界から』ミネルヴァ書房、1993年、14–41頁。

亀長洋子『中世ジェノヴァ商人の「家」—アルベルゴ・都市・商業活動—』刀水書房、2001年。

高田京比子『中世ヴェネツィアの家族と権力』、京都大学学術出版会、2017年。
田中俊之「裁く農民、抗う領主—1460年代バーゼル農村部の農民裁判より」服部良久編著『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ』ミネルヴァ書房、2015年、222–246頁。

田中俊之「15世紀北西スイスの都市・領主・農民—バーゼルの領域形成をめぐる権力関係」踊共二・岩井隆夫編『スイス史研究の地平線—都市・農村・国家—』昭和堂、2011年、142—162頁。

二宮宏之他編『家の歴史社会学』新評論、1983年。

三成美保「近世チューリヒ市の夫婦財産制」、前川和也編著『家族・世帯・家門：工業化以前の世界から』ミネルヴァ書房、1993年、314—343頁。